

資 料

溜池築造の記録(二)

余 田 博 通

第三章 白川溜池耕地整理組合聯合会ノ設立ト其ノ運営

県営白川溜池築造ヲ熱望スル地元ニ於テハ之ニ要スル費用ノ中国庫ヨリ仰グ補助金以外ノ費用ヲ毎年度県ニ於テ必要トスル額ヲ金錢又ハ物件ヲ以テ指定セラレタル期限内ニ寄附スベキ旨大正十三年十二月十一日実行委員吉本利平外六名連署ヲ以テ願出デタルガ之レニ對シ受益者全部ノ義務遂行上遺憾ナカラシムル為メ各大字ニ於ケル耕地整理組合ヲ一丸トシタル聯合会ヲ組織スベキ要アリコレガ万般ノ打合セ手續ヲ了シ大正十四年九月二十二日樺本外七耕地整理組合長連署ノ下ニ白川溜池耕地整理組合聯合会設立ヲ申請セシニ對シ大正十四年十月二日附ニテ奈良県知事ヨリ認可ヲ受ケタリ即テ同月八日創立總會ヲ開キ役員ノ選挙ヲ行ヒタルニ左記ノ諸氏當選シタリ

会 長	吉 本 利 平
副 会 長	越 智 太 兵 衛
常 設 委 員	奥 村 安 吉
〃	浅 井 為 治 郎
〃	喜 多 六 治
〃	辻 村 檜 吉
〃	森 喜 一
顧 問	喜 多 正 継
〃	中 村 三 二
〃	越 智 惣 太 郎

茲ニ機関ノ成立ヲ見タルヲ以テ本会規約ニ基キ当面ノ寄附金拠出方法ノ対策トシテ其ノ分担額ノ取纏メ一時起債ノ手續キ等ヲナスト共ニ一面本溜池工事進捗ヲ幫助スル為メ内外ヨリ起ル紛議提案ノ鎮靜解決潰地買収ニ関スル中介人夫調達等ヨリ本会独自ノ事業トシテ行フベキ配水路新設井堰改造ニ関スル設計並ニ工事ノ実施ヨリ溜完成後ハコレガ維持管理利用及ビ負債償還ノ責務等一切ノ事業遂行ニ任ズルコトナレリ

添上郡白川溜池耕地整理組合聯合会規約

大正十四年十月二日認可

改正大正十四年十月八日

- 〃 昭和四年八月二十六日
- 〃 〃 五年一月二十三日
- 〃 〃 六年六月二十日
- 〃 〃 六年十二月二十三日
- 〃 〃 八年十一月三日

〃 〃 十六年十月十九日

第一条 本聯合会ハ設計書及本規約ノ定ムル所ニ依リ第二条所属組合ノ事業ニ属スル左ノ事項ヲ行フ

- 一、 県営白川溜池築造ノ寄附金ニ関スル事務
- 二、 県営以外ノ工事並ニ其ノ維持管理
- 三、 其ノ他工事以外ノ必要ナル施設
- 四、 所属組合中一部組合ノ事業ニシテ当該組合ニ於テ施行困難ナル施設

第二条 本聯合会ハ左ノ耕地整理組合ヲ以テ之ヲ組織ス

添上郡櫟本町櫟本耕地整理組合

同	郡治道村石川	〃	〃
同	櫟枝	〃	〃
同	新庄	〃	〃
同	横田	〃	〃
同	白土	〃	〃
同	発志院	〃	〃
同	中城	〃	〃

第三条 本聯合会ハ添上郡白川溜池耕地整理組合聯合会ト称ス

第四条 本聯合会事務所ハ添上郡櫟本町産業組合事務所内ニ置ク

第五条 本会ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ本聯合会ニ特別功労アリタル者又ハ農業ニ関シ学識経験アル者ヨリ総会ニ於テ之ヲ推薦ス

顧問ハ総会ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得但シ議決権ヲ有セズ

第六条 本聯合会ニ会長一名副会長一名及常設委員七名ヲ置ク

第七条 会長副会長及常務委員ハ総会ニ於テ之ヲ選挙ス

但常設委員ハ聯合会議員ノ互選トス常設委員ハ会長ノ諮詢ニ応ジ聯合会ノ事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得

第八条 会長及副会長ノ任期ハ四ケ年トス但再選ヲ妨ゲズ

補欠選挙ニ依リ就任シタル会長及副会長ハ前任者ノ残任期間在任ス

会長及副会長ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第九条 総会ハ聯合会議員ヲ以テ之ヲ組織ス聯合会議員ハ聯合シタル各組合ニ於テ其ノ所属組合員中ヨリ選出シタルモノ之ニ当ル

各組合ニ於テ選出スベキ聯合会議員ノ定数ハ左ノ如シ但シ定員一名ノ組合ニアリテハ正副二名ヲ選挙シ正議員事故アルトキハ副議員之ニ代ルコトヲ得

一	櫟本耕地整理組合	五名
一	石川 〃 〃	二名
一	櫟枝 〃 〃	一名
一	新庄 〃 〃	二名
一	横田 〃 〃	四名
一	白土 〃 〃	二名
一	発志院 〃 〃	二名
一	中城 〃 〃	一名

第十条 聯合會議員ノ任期ハ四ケ年トス

第八条第一項但書及第二項ノ規程ハ聯合會議員ニ之ヲ過用ス

第十一条 別ニ規定スル者ヲ除ク外左ニ掲ゲタル事項ハ總會ニ於テ之ヲ議決ス

- 一 規約ヲ変更スルコト
- 二 聯合会ヲ解散スルコト
- 三 借入金ヲナシ借入ノ方法利息ノ定率若クハ償還ノ方法ヲ定メ又ハ之ヲ変更スルコト
- 四 經費ノ収支予算ヲ定メ又ハ之ヲ変更スルコト
- 五 会長副会長若クハ聯合會議員ノ辞任ヲ承認スルコト
- 六 費用ノ分賦ニ関スルコト
- 七 事業報告書及収支決算書ヲ承認スルコト
- 八 其他会長ニ於テ重要ナリト認ムル事項

第十二条 總會ハ会長之ヲ招集ス但シ当初ノ總會ハ聯合会設立ノ認可後遲滞ナク設立申請者ニ於テ之ヲ招集スベシ

前項但書ノ總會ニ於テハ会長及副会長ノ選挙並ニ聯合会設立ニ関スル費用其ノ他必要ナル事項ニ付表決ヲナスベシ

聯合會議員定数ノ五分ノ一以上ニ当ルモノヨリ會議ノ目的タル事項及事由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ招集ヲ請求シタル時ハ会長ハ十日以内ニ之ヲ招集スベシ

第十三条 總會ヲ招集セントスルトキハ会長ヨリ三日前ニ會議ノ日時場所及目的ヲ記載シテ各聯合會議員ニ通知ヲ発スベシ

第十四条 總會ノ議長ハ会長ニ之ニ当ル但シ当初ノ總會ノ議長ハ設立認可申請者ノ一人ニ当ル

第十五条 聯合會議員ハ各一個ノ議決権ヲ有ス

第十六条 總會ノ議事ハ聯合會議員定数ノ半数以上出席シ出席者ノ過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス但シ第十一条第一号乃至第三号ノ事項ニ付テハ聯合會議員定数ノ三分ノ二以上ノ同意アルコトヲ要ス

第十七条 總會ノ議長ハ議事録ヲ作りテ之ニ左記事項ヲ記載シ議長及總會ニ出席シタル聯合會議員ニ各以上捺印スベシ

- 一 開会ノ日時及場所
- 二 聯合會議員ノ定数及出席議員氏名
- 三 議事ノ要領
- 四 議決シタル事項
- 五 賛否ノ数

第十八条 溜池用水ノ配分ハ一般經費ノ負担率ニ応ジ同時ニ之ヲ行フ

但シ已ムヲ得ザル事情アルトキハ聯合会ノ同意ヲ得タル時ニ限り一般配分量ヲ越ヘザル程度ニ於テ時ヲ異ニシ一部ノ為メ配分スルコトヲ得

第十九条 会長ハ予算ノ範圍内ニ於テ事務員ヲ任用スルコトヲ得

第二十条 金錢ハ總會ニ於テ定メタル銀行又ハ信用組合ニ預入ルモノトス

第二十一条 費用ハ予算ノ定ムル所ニ依リ各組合毎ニ左ノ標準率ニ依リ算出シタル額ヲ分賦ス

標 準 率

標本耕地整理組合	一四八
標枝 〃 〃	一四
新庄 〃 〃	四二

横田	〃	〃	一三三
石川	〃	〃	四三
白土	〃	〃	六八
発志院	〃	〃	三八
中城	〃	〃	二八
合	計		五一四

但シ所屬組合中一部組合ノ為メ代ツテ特別ノ施設ヲナシタル場合ハ其ノ所要経費ヲ關係組合ニ対シ特別ニ賦課ス

第二十二條 第十八條ノ但書ノ場合ニ在リテノ所要経費ハ關係組合ニ於テ支払ス

第二十三條 区域内一部ノ為メ配分量以外ニ特別ノ配分ヲナシタルトキハ關係組合ニ対シ利用程度ニ応ジ特別ノ賦課ヲナスモノトス

第二十四條 費用納付期日及場所ハ總會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定メ二十日以前ニ名組合ニ通知スルモノトス

第二十五條 所屬組合ニシテ費用ノ納付ヲ怠リタルトキハ其ノ延滞日数ニ応シ金百円ニ付一日金五錢ノ延滞利息並督促一回毎ニ金貳拾錢ノ過怠金ヲ徴収ス

第二十六條 聯合會設立ノ認可申請者會長副會長及聯合會會議員ニハ旅費給料報酬又ハ賞与ヲ支給スルコトヲ得

但其ノ支給ニ関シテハ總會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

白川溜池耕地整理組合聯合會役員報酬並ニ會計書記手当支給規程

大正十五年一月二十一日議決

第一條 會長以下報酬並ニ會計書記手当ハ毎年度予算ノ定ムル所ニ依リ日割又ハ月割ヲ以テ支給ス

第二條 會長以下報酬ハ勤務日数ニ応ジ之ヲ支給シ會計書記ハ月割ヲ以テ之ヲ支給ス

第三條 月割ヲ以テ支給スル手当ハ就職ノ月ニ限り日割計算ヲ以テ之ヲ支給ス

但シ計算ハ錢位ニ止ム

第四條 月割ノ者ニアリテハ転任退任死亡等ノ場合ハ其ノ月ノ金額ヲ支給シ免職ノ場合ハ日割計算ニ依ルモノトス

第五條 報酬手当ノ支給ハ其ノ職務ヲ執行セザルニ至ルト同時ニ之ヲ止ム

第六條 職務ノ為メ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル時ハ其ノ欠勤九十日迄ハ全額以後六十日間ハ半額ヲ支給シ其後ハ支給セズ

聯合會議員並ニ顧問報酬支給規程

第一條 聯合會議員並ニ顧問ニハ左記ノ通り報酬ヲ支給ス

壹日ニ付金壹円

設 計 書

一、事業目的

県営溜池築造ニ関シ耕地整理組合聯合會ヲ設立シ右貯水ノ分配並ニ關係経費中国庫補助以外ノ負担ヲナサントスルモノニシテ本聯合會経費予算ヲ左ノ通り定ム

二、経費予算並ニ各組合分担額

科 目	予 算	
第一款 事務所費	2,900.00	
第一項 報酬及給料	1,920.00	役員報酬及給料延日数七百二十日 一日二円宛千四百四十円書記給料一ヶ月 六十円宛八ヶ月分四百八十四円
第二項 雑 給	380.00	旅費一日二円宛百日分二百円 雇人給一日一円五十銭宛百式日分百八十円
第三項 備 品 費	50.00	机, 硯, 印鑑, 算盤代
第四項 消 耗 品 費	150.00	筆, 紙, 墨, 薪炭油費
第五項 通 信 運 搬 費	100.00	郵便切手ハガキ代, 電話電報料運搬費共
第六項 雑 費	300.00	事務所借家料其他
第二款 会 議 費	120.00	
第一項 会 議 費	120.00	联合会十二回一回席料其他十円宛
第三款 創 業 費	1,800.00	
第一項 联合会設立諸費	1,800.00	調査並人夫賃協議費設立者報酬給料
第四款 事 業 費	160,560.00	
第一項 溜池工事費他 関 係 諸 費	160,560.00	事業費総額ヨリ国庫補助金ヲ差引キタルモ ノ
第五款 補 償 費	1,000.00	
第一項 補 償 費	1,000.00	
第六款 借 入 金 利 子	28,262.00	
第一項 借 入 金 利 子	28,620.00	七万円ニ対スル四ヶ年分利子 (五分四厘) 五万円ニ " 三ヶ年分利子 五万円ニ " 二ヶ年分利子
第七款 予 備 費	1,000.00	
第一項 予 備 費	1,000.00	
総 計	196,000.00	

昭和四年四月二十八日聯合会議員総会ニ於テ大正十四年十月二日奈良県指令勸第六五三八号ヲ以テ設立認可ニ係ル当聯合会設計書ヲ左記ノ通り変更決議同年五月一日認可申請書提出同年同月同日奈良県指令農第二六〇九号ヲ以テ認可指令アリタリ

設 計 変 更 事 由 書

- 一 県営白川溜池築造計画変更ノ為メ本联合会ヨリノ寄附金其ノ他変更ノ要ヲ生ジタリ
- 一 事業進捗ニ伴ヒ事務費其ノ他内容ニ変更ノ要生ジタリ

設 計 変 更 事 項

設計書中ニ経費予算並ニ各組合分担額ヲ左ノ通り変更ス (表ハ省略ス)

右経費各所属組合分担額ヲ示セバ左ノ如シ

組 合 名	田 面 積 (参 加 反 別)	歩 分 合 率 (配 分 率)	金 額
機 本	151.23 (148町)	0.2886 (0.28794)	93,240.44
新 庄	43.27 (42)	0.0825 (0.08171)	26,653.97
機 枝	14.28 (14)	0.0273 (0.02724)	8,820.04
横 田	133.50 (133)	0.2548 (0.25875)	82,320.38
石 川	44.49 (43)	0.0849 (0.08365)	27,429.36
白 土	69.29 (68)	0.1322 (0.13230)	42,710.97
発 志 院	39.00 (38)	0.0744 (0.07393)	24,037.04
中 番 城 条	29.00 (28)	0.0553 (0.05448)	17,866.24
計	524.06 (514)	1.0000 (1.00000)	323,078.44

昭和五年一月二十五日聯合會議員總會ニ於テ県営溜池県費支出額中ニ寄附金ヲナス外県営以外必要ナル工事ヲ施行シ更ニ其ノ維持管理ヲナシ尚溜池築造ニ関シ所属組合以外ノ利害関係者トノ協調ニ関スル事項ヲ行フ為メ設計書ノ一部左記ノ通り変更決議同年二月二十六日認可申請書提出同年二月一日奈良県指令農第二六五号ヲ以テ認可ノ指令ヲ受ケタリ

設 計 変 更 事 項

一 経費予算並ニ各組合分担額ヲ左ノ通り変更ス

(表ハ省略ス)

右各所属組合ノ分担額ヲ示セバ左ノ如シ (前表中括弧内ニ示ス)

昭和六年四月二十九日聯合會議員總會ニ於テ当聯合会設計書ヲ左記ノ通り変更決議同年五月二十六日認可申請書提出同日附奈良県指令耕第三〇二号ヲ以テ認可指令アリタリ

設 計 変 更 事 申 書

- 一 寄附金増額ハ県営溜池築造工事費増額ニ伴ヒ其ノ必要ヲ認メタルニヨル
- 二 白川溜池周回道路ヲ既定計画中ヨリ除外セントスルハ其ノ工事ノ性質上県営白川溜池築造附帯工事トシテ施行スルヲ妥当ナリト認メタルニヨル
- 三 隧道並ニ井堰新設改築在来ノ樋管ニ対シ漏水防止設備工事等ヲ追加セントスルハ県営白川溜池ノ用水配給ニ遺憾ナカラシムル為メ其ノ施設ノ必要ヲ生ジタルニ依ル

設 計 変 更 事 項

設計書中経費予算ヲ左ノ通り変更ス (表ハ省略ス)

昭和七年六月七日聯合會議員總會ニ於テ当聯合会設計書ヲ左記ノ通り変更決議同年同月同日認可申請書提出昭和八年二月十一日奈良県指令耕第四七七号ヲ以テ認可指令アリタリ

設 計 変 更 事 由

- 一 寄附金ノ増額ハ県ヘ納付金額ノ増額ニ伴ヒ其ノ必要ヲ認メタルニ依ル

二 事業費ノ増額ハ当聯合会地区内治道村大字新庄並ニ櫟枝ノ地区ヘ導水ノ為メ高瀬川筋ニ於テ六ヶ所ノ分水堰新設ノ必要ヲ生シタルニヨル

三 借入金利子ノ減額ハ其ノ支出額ノ減少ニ伴フモノナリ

設計書変更事項

設計書中經費予算ヲ左ノ通り変更ス（表省略）

昭和八年十二月二十日聯合会議員總會ニ於テ当聯合会設計ヲ左ノ通り変更同月二十四日認可申請書提出昭和九年二月二十一日奈良県指令耕第四号ヲ以テ認可指令アリタリ

設計変更事由

- 一 事務所費並ニ會議費ノ追加ヲ要スルハ当初県営溜池築造工事竣工迄ヲ基準トシ計画シタルモ溜池用水ノ配給ニ必要ナル諸種ノ施設ヲナシ且ツ總テノ債務完済迄聯合会存続ノ要アルニヨル
- 二 工事費ノ追加ハ溜池ノ築造以外ニ分水堰土砂溜ヲ設ケ且延長約四百三十間ノ配水路新設ノ必要ヲ生シタルニヨル
- 三 維持費並ニ管理費ヲ新タニ設ケタルハ溜池並ニ道路及分水堰配水路等總テノ工作物ヲ維持管理ニ必要ナルニヨル
- 四 灌漑費ノ新設ハ溜池用水ノ配給ニ必要アルニヨル
- 五 補償費ノ追加ハ高瀬川筋各所ニ設クベキ分水堰ニ大字櫟本普通水利組合ガ既設ノ井堰ヲ利用スル為メ其ノ補償金支出ノ要アルニヨル
- 六 償還費ノ追加ハ当初借入金利子額ノミヲ計上セシモ元金優還額モ併セ計上ノ要アルニヨル
- 七 雑支出ノ追加ハ聯合会存続年限延長ニ伴ヒ自然増額ノ要アルニヨル
- 八 立換金ノ新設ハ溜池築造資金ヲ奈良県ニ一時立替ノ要アリシニヨル

設計書変更事項

設計書中經費予算ヲ左ノ通り変更ス（表省略）

白川溜池耕地整理組合設計予算ノ経過

第一表 県設計予算経過

順次	予算	内 訳			摘要
		国庫補助	県費繰入	聯合会寄附金	
第一次	321,130.00	160,565.00	—	160,565.00	最初ノ予算
第二次	369,201.00	184,600.50	17,000.00	167,600.50	昭和四年七月 変更予算
第三次	402,000.00	184,600.50	17,000.00	200,399.50	昭和五年二月 変更予算

第二表ノ一 聯合会設計予算ノ経過

順次	予算	内 訳				摘要
		県へ寄附金	事業費	借入金利子	其他雑費	
第一次	196,000.00	160,560.00	—	28,620.00	6,820.00	最初ノ予算
第二次	323,076.00	167,600.00	—	142,448.00	13,030.00	昭和四年七月 認可
第三次	375,178.00	167,600.00	50,000.00	142,448.00	15,130.00	同 五年二月 認可
第四次	386,906.00	200,315.00	29,013.00	142,448.00	15,130.00	同 六年五月 認可

第二表ノ二 聯合会設計予算中借入金利子明細表
一金拾四万貳千四百四拾八円

内 訳

借入金利子額	附 記
48,168.58	大正十四年一月三十日ヨリ昭和十九年十二月三十一日ニ至ル金七万円ニ対スル年五分四厘ノ利子
13,237.31	大正十五年六月二十五日ヨリ昭和十九年十二月三十一日ニ至ル金二万円ニ対スル年五分四厘ノ利子
3,051.24	昭和二年十月十二日ヨリ昭和十九年十二月三十一日ニ至ル金五千五百二十円ニ対スル年五分四厘ノ利子
18,954.68	昭和二年十二月十五日ヨリ昭和二十年十一月三十日迄ノ金三万円ニ対スル年五分四厘ノ利子
19,493.94	昭和三年八月三十一日ヨリ昭和二十一年十二月二十五日迄金三万円ニ対スル年利五分四厘ノ利子
4,351.76	昭和三年八月三十一日ヨリ昭和二十年十二月三十一日迄金六千四百円ニ対スル年五分九厘ノ利子
21,750.00	昭和五年六月二十八日ヨリ昭和二十年十二月二十五日迄金五万円ニ対スル年五分四厘ノ利子
13,440.56	昭和六年月日借入ニ係ル農山村失業救済資金二万円ニ対スル年利三分五厘ノ利子及個人借入ニ対スル利子

第二表ノ一ニ於ケル聯合会当初ノ予算ハ拾九万六千円ニシテ之ヲ当初関係地区面積五百一町二畝歩ニ割り当ツレバ反当

$$196,000\text{円} \div 501.02 = 39.10\text{円} \quad \text{トナリ}$$

之レヲ二十ヶ年賦ニ償却スルモノトセバ反当

$$39.10\text{円} \div 20 = 1.96\text{円} \quad \text{トナル}$$

即チ反当一ヶ年負担金一円九十六銭トナル然ルニ其ノ後工事ノ都合上別表ノ如ク第二次予算ヲ更正スルノ止ムナキニ至リ県設計予算ニ於テ四万八千七十一円聯合会予算ニ於テ十二万七千七百八十八円ノ増額ヲ計上セルハ県設計予算ニ対スル国庫補助ハ変更前ト同額ナリシト当初予算ニハ一時借入金ノ利子ノミヲ計上シタリシガ農家経済ノ実情ニ稽ヘ負担金ヲ一時ニ多額ノ徴収ヲナスコトノ困難ナル事情アルヲ思科シ最長二十ヶ年ニ亘ル償還期限ニテ低利資金ヲ借り入レテ支弁セントソノ利子ヲ計上シタル為メニシテ其後又県設計予算ハ第三次ノ変更ニテ金三万二千七百九十九円ノ増額ヲ計上セラレ本会又五万二千百円ヲ増加シタルハ従来ハ単ニ県費ニ対シ寄附金ヲナス事務ノミヲ事業トセシ本会ハ県営工事以外ニ所属各組合共通ノ必要ナル工事ヲ行ヒ其ノ維持管理ト所属組合以外ニ水利其他利害関係者ト協調ノ任ニ當リ県営築造ノ効果ヲ十分ニ發揮シ得ル方途ヲ講ズルノ要アル為メナリ

更ニ第四次設計變更ニ依ル増加ハ溜池周回道路ヲ本会ノ事業トシテ企画セシヨ県営中ニ加ヘラレタルモ溜池用水配給ニ必要ナル配水設備並ニ高瀬川筋ヘノ配水用隧道工事費ヲ計上シ遂ニ予算金三十八万六千九百六十六円トナレリ之レヲ関係地域五百十四町歩ニ割当スレバ

$$386,906\text{円} \div 5140 = 75.00 \quad \text{ノ反当トナリ之レヲ二十ヶ年賦ニテ償却スルトセバ一ヶ年}$$

$$75.00\text{円} \div 20 = 3.75\text{円} \quad \text{ノ反当トナル}$$

尚此ノ外更ニ各組合ニ於ケル工事費概算一万二千八百円ヲ要スト見テ之ヲ五百十四町歩ニ割当ツレバ

$$12,800 \div 514 = 280 \quad \text{ノ反当トナリ之レヲ二十ヶ年賦ニテ償還スルトセバ一ヶ年}$$

$$2.50 \div 20 = 0.125\text{円} \quad \text{トナル}$$

即チ白川溜池築造ニ要スル経費ヲ二十ヶ年ニ割当テ負担者ハ毎年一反歩ニ対シ

$$3.75 + 0.125 = 3.875 \quad \text{ノ支出トナル}$$

而シテ本事業計画ニ依ニ関係地域全般ニ亘リ年々反当三斗ノ増収ヲ得ルトシ計画当初ノ米価一石

三十五円トシテ一反歩宛利益ハ

$$35.00円 \times 0.3 = 10.50 \quad \text{トナリ}$$

昭和六年ノ如ク米価一石十八円ニ下落シタルトキト雖一反歩宛利益ハ

$$18.00 \times 0.3 = 5.40 \quad \text{トナリ}$$

之レヲ前記反当負担金ト対照シテ

$$10.50 - 1.95 = 8.50$$

当 初 反 当 収 益

$$5.40 - 3.875 = 1.525$$

昭和六年度反当収益

トナル

本 会 資 金 調 方 法

白川溜池築造ニ対シ国庫ヨリ補助ヲ受ケル以外ノ費用ハ県ニ対シ本会ヨリ寄附スベキ契約成立シコレガ醸出方法トシテ各单位組合ノ負担率モ決定セラレアドモ一時ニコレヲ徴収スルコトハ現下ノ農村事情トシテ絶対不可能事ニ属ス。仍テ低利資金ノ借入レヲナシ之ヲ年賦償還シテ知ラズ識ラズノ裏ニ元利金弁済ノ方途ヲ講ジ其ノ手続ヲ逐フコトセリ

其ノ手続トシテ (以下手続ノ部分ハ省略ス)

負 債 一 覧 表

起債金額	借 入 年 月 日	債 主	利 率	償還方法並ニ其期日
70,000.00	大正14年 12月30日	株式会社 奈良県農工銀行	年5分4厘	大正18年12月31日迄据置 大正33年12月31日迄年賦償還
20,000.00	同 15年 6月25日	同	同	大正18年12月31日迄据置 大正33年12月31日迄年賦償還
5,520.00	昭和2年 10月12日	同	同	昭和2年12月31日迄据置 同19年12月31日迄年賦償還
30,000.00	同 年 12月14日	株式会社 日本勧業銀行	同	昭和6年11月末迄据置 同 20年11月迄年賦償還
30,000.00	同 3年 8月30日	同	同	昭和6年12月15日迄据置 同21年12月15日迄年賦償還
6,400.00	同 年 8月31日	同 代理 奈良県農工銀行	年5分9厘	昭和6年12月31日迄据置 同 20年12月30日迄年賦償還
50,000.00	同 5年 6月28日	同 日本勧業銀行 奈良支店	年5分4厘	昭和2年12月15日迄据置 同 20年12月15日迄年賦償還

個 人 借 入

起借金額	借 入 年 月 日	債 主	利 率	償 還 方 法
6,000.00	昭和2年 6月15日	越智太兵衛	日歩2銭3厘	随 時 (昭和2年12月17日元利償還)
3,000.00	" 6月9日	吉 本 利 平	"	" (")
5,000.00	" 12月5日	"	"	" (昭和3年9月1日元利償還)
5,000.00	" 3年 7月5日	"	"	" (")
2,000.00	" 10月29日	越智太兵衛	日歩2銭2厘	" (" 4年7月2日 ")
1,000.00	" 日	吉 本 利 平	"	" (")
4,000.00	" 5年 1月30日	越智太兵衛	日歩2銭1厘	" (" 5年6月30日 ")
2,000.00	" 日	吉 本 利 平	"	" (")
3,500.00	" 5年 4月4日	越智太兵衛	"	" (")
1,500.00	" 日	吉 本 利 平	"	" (")

常設委員一覽表

大正14年	昭和4年	昭和8年	昭和12年	昭和16年
奥村安吉	〃	〃	奥村五作	〃
浅井為治郎	〃	〃	〃	〃
喜多六治	喜田正継	〃	喜多正紀	〃
辻村檜吉	〃	〃	〃	〃
森喜一	〃	中島徳治郎	〃	〃
	藪内恵吉	戸田猪太郎	村井武治郎	藪内芳太郎
				城重太郎

聯合會議員一覽表

大正14年	昭和4年	昭和8年	昭和12年	昭和16年
吉本利平 (機本)	〃	〃	〃	〃
浅井為治郎 (〃)	〃	〃	〃	〃
安田檜治郎 (〃)	〃	安田伊市郎	〃	〃
奥村安吉 (〃)	〃	〃	奥村五作	〃
松本種治郎 (〃)	大塚松治郎	〃	〃	大塚源一
越智太兵衛 (発志院)	〃	〃	〃	矢追秀一
喜多檜蔵 (〃)	〃	越智惣太郎	城重太郎	〃
喜多六治 (白土)	喜多正継	〃	〃	喜多正紀
仲勘兵衛 (〃)	〃	〃	喜多実	仲茂治
中島徳治郎 (横田)	〃	〃	〃	楠見甚一
奥井亀吉 (〃)	岡田常治郎	奥井亀治郎	〃	〃
森喜一 (〃)	〃	金居仙助	〃	〃
森重澄 (〃)	森川勇作	〃	〃	森川幸作
辻井久吉 (機校)	〃	〃	中川光治郎	浅井潔
藪内恵吉 (石川)	〃	村井武治郎	〃	藪内芳太郎
村井多市郎 (〃)	戸田猪太郎	〃	藪内芳太郎	西口平吉
辻村檜吉 (新庄)	〃	〃	〃	〃
吉田浅治郎 (〃)	〃	〃	〃	乾好
辻井作十郎 (中城)	増田健治郎	辻井作十郎	奥田幸四郎	〃

聯合会累年決算一覽表 (省略)

第四章 溜池工事ニ着手シテ竣成マデ

工事計画ニ関スル内外ヨリノ抗議提案モ本会幹部県当局ガ不拔ノ信念ノ下献身的努力ニ依リ悉ク解消シ土地買収モ斡旋者ノ尽力ニヨリ調達出来タレバ愈々工事ニ着手スベキ段取りトナリタレドモ念ノ為メ一応先進地ノ視察ヲナシ参考資料ヲ得テ完璧ヲ期スベク大正十五年七月吉本会長喜多辻村奥村浅井ノ四委員ハ林県技手ノ東道ニテ

岡山県吉備郡福谷村外六ヶ村黒谷地支配地域用水改良事業

同勝田郡広戸村外四ヶ村塩手溜池地域用水改良事業

香川県三豊郡大野原村外四ヶ町村用水改良事業

同仲多郡満濃池

愛媛県温泉郡小野村耕地整理組合
北吉井村

山口県豊浦郡安岡町耕地整理組合

ニ対シ各関係官庁並ニ施行町村ニ就テ具サニ状況ヲ視察多大ノ参考資料ヲ得テ帰來同月二十七日総会ヲ開キ視察一斑ヲ報告スルト共ニ県トノ打合セヲ了シタル起工式ヲ愈々來ル八月一日ヲトシテ挙行スベク附議セシガ突如治道村大字白土ヨリ異議ノ申込アリ。其ノ理由トシテ視察ノ結果香川県満濃池ノ如キ配水率ノ取定メ不確實ノ儘着工シタル為メ一昨年ノ旱害ニ際シ上流地方ハ豊稔ノ恵ヲ蒙ルニシタレドモ下流地方ハ大旱ノ酸ヲ嘗メタル実例ニ稽ヘ本溜池モ配水方法ノ具体化スルマテ起工式ヲ延期スベシト云フニアリ。即チ折角先進地ノ視察ヲナシナガラ其ノ報告ヲナサザル前ニ正副会長独断ニテ県側ト起工式ノ日取ヲ定メタルハ余リニモ聯合會議員ヲ無視シタルモノナリト憤ルモノニシテ思ヒモヨラス横槍ニ一驚ヲ喫シタリ

思ヘバ既ニ今日マデニ幾多ノ迂余曲折ヲ經テ漸ク此処マデ漕ギ附ケタルモノナルガ好事魔多シトハ言フモノノ斯クモ行キ悩マサレテハ前途亦如何アルラント殆ンド匙ヲ投ゲ兼ネ間敷状勢ニ立チ至リシガ此ノ間顧問中村県議ハ林技手ト共ニ治道村聯合會議員ヲ巡回説得ニ努メ七月三十一日ニ至リ漸ク各方面ノ了解ヲ得急遽予定ノ八月一日ヲ以テ起工式ヲ挙グルコトナレリ

当日現地ニ齊場ヲ設ケ午前十一時齊主巽和爾下神社々掌以下四名ノ神職ハ奏楽裡ニイトモ嚴肅ニ祭式ヲ挙行長官代理ノ式辞聯合会代表者ノ答辞アリテ午後一時閉式直会ヲ済マシテ後大字樺本会所ニ於テ本会主催ノ招宴ヲ催シタリ。当日ノ参列者ハ県側ヨリ知事代理井田勸業課長耕地整理主任加藤技師溜池工事主任林技師齊藤影山両技手津田主事上田属吉川書記ヲ始メ中村県議以下聯合会役員地元惣代其他六十余名ニシテ盛会一同和氣靄々万歳声裡ニ終了セリ

本溜池築造ノ目的ハ主トシテ灌漑用水ノ補給ニアルハ言フ俟タザレドモ地域内農民ノ旱害ニヨル疲労救済ヲモ顧慮セラレテノ事ナレバ愈々県直營ニテ工事ニ着手スルニ當リテハ人夫ノ徵備ニハ出來得ル限り灌漑区域内農民中ヨリ採用スベキ方針ヲ立テラレト月二十七日総会ニ於テ之レガ出動割宛ヲ協議シタル結果各大字田面積割トスルコトニ協定セリ

即チ	樺	本	二割六分四厘
	石	川	七分五厘
	横	田	二割三分四厘
	中	城	五分三厘
	樺	枝	二分五厘
	発	志	六分七厘
	白	土	一割二分一厘

新 庄
其 他

七分四厘
八分七厘

ノ割宛テヨナシ県ヨリ予メ示サレタル所要人員（十五日位ノ行程表）ヲコノ割合ニテ聯合会ヨリ各大字ニ通知シ責任員數ヲ出動セシメ之ヲ左ノ如ク班別トシ各班ニ一名ノ小頭ヲ置キテ班員ヲ督セシム。若シ班内ニ適任者得難キ場合ハ其ノ選任ヲ県ニ一任スルコトセリ

- (イ) 組 機本ノ半部
- (ロ) 組 機本ノ残半部
- (ハ) 組 石 川
- (ニ) 組 横田ノ一部
- (ホ) 組 機枝及横田ノ残部
- (ヘ) 組 白 土
- (ト) 組 発志院及中城
- (チ) 組 新 庄
- (リ) 組 組合地区外特別關係地

但シ必要ニ応ジ更ニ特設班ヲ設置スルコトシ賃金ハ一日男平均一円参拾銭女平均八十銭トシ（農繁期ハ二割増）石工ハ参円五十銭大工ハ三円工夫及人夫監督ハ二円乃至二円五十銭ト取定メラル
十一月十二日人夫監督岡崎植次郎ハ拾數名ノ人夫ヲ督シテ出動溜池工事主任林枝師影山技手補ト共ニ指揮ニ當リ聯合会ヲ代表シテ吉本会長ノ御初メヨナシ左記作業表ニヨリ愈々本格的工事ニ着手シタリ

作 業 時 間 表

始	業	午 前 7 時 半	労働時間 1時20分	
休	憩	自 8 時 50 分 至 9 時	同 1時	休憩時間 10分
間	飯	自 10 時 至 10 時 25 分	同 1時10分	同 25分
休	憩	自 11 時 35 分 至 11 時 45 分	同 1時30分	同 10分
昼	食	自 0 時 55 分 至 1 時 35 分	同 1時30分	同 40分
休	憩	自 3 時 5 分 至 3 時 20 分	同 1時10分	同 10分
終	業	午後 4 時 30分	同 1時10分	
計		総時間 9時間	同 7時間20分	

備 考

- 一 本時間表ハ当分ノ定メトス
 - 二 天候其ノ他作業ノ都合ニ依リ工事ヲ中止シ又ハ延長シタル場合ニ於ケル歩合數ハ總ベテ時間割ノ比ニ依ルモノトス
 - 三 夜間作業ノ場合ハ午後七時迄ヲ時間割ニ對シニ分増シ其ノ以後ヲ五分増シトス
- 作業開始当初表地ノ取り棄テ堤心壁ノ掘込ミノ為メ數百人ノ人夫ガ広汎ナル区域ニ亘リ掘り下グ

ル為メ鶴嘴ヲ打チ振ル者畚ニ盛リタル土塊ヲ運搬スル者交錯シ素人目ニハ見当モツカヌサスガハ大規模工事ナリ

十二月十四日ニハ本省ヨリ派遣ノ板井技手ニヨリ予テ借り受ケアリシ土締メ器トラクターノ現地ニ於ケル実地指導アリ発動機ニヨリ運転スル湧水汲取ノ為メ吸上ポンプノ音響ト絶間ナク運行スルトロッコノ響キガ労役男女人夫ノ作業謡ト混和シ従来閑静ナリシ白川ノ峡谷山地ニ時ナラヌ雑鬧ヲ来シ工事ハ予定ノ如ク着々ト進捗セリ

昭和二年二月四日前ニ定メタル人夫ノ賞与制ヲ廃シ歩増制度ヲ採用スルト共ニ労働時間ノ改正ト賃金単位ノ引上ゲヲナス等待遇方法ニ注意ヲ怠ラズ工事ノ進ムニ従ヒ所要人夫激增シ殊ニ農繁期ニアリテハ地許ノミニテハ所要人夫ノ徴達困難ナル事情アリ仍テ約五十人ノ固定セル半島人ノ土工ヲ雇入ルルコトトセリ当地方トシテハ初メテ半島人ヲ受ケ入レタルコトトテヤヤモスレバ差別的言動ヲ弄スル者アルヲ以テ嚴ニ之ヲ戒メタリ

多数人夫中ニハ工事従業中不慮ノ災禍ヲ受ケ或ハ疾病ニ罹ル者アルヲ以テ之ガ救済対策トシテ特定ノ医師ヲ指定シテ特別ノ治療ヲ受ケシムル為メ人夫互助法ヲ設定セシメ之レガ資金トシテ本会ヨリ寄附金ヲ交附スル等万全ノ実ヲ竭シタリ

工事ハ主任官技術者ノ熱誠ト人夫監督ノ督励宜敷ニ依リ着々進捗昭和四年四月二十八日ニハ中帳場祝ヲ催サル

然ルニ会々浜口内閣ノ財政緊縮ニ遭ヒ同年七月二十六日県農林主事津田属ヨリ用排水幹線水路整理費補助金支出ニ関シテハ何分ノ通達アル迄計画遂行ヲ見合ハスベシト本省ヨリ通報アリタル旨申シ越サレタルニ依リ之ガ善後策ヲ県ト打合セシモ要領ヲ得ズスクテ不安裡ニ荏苒日ヲ過ゴスベキニアラザレバ八月一日正副会長ハ急遽上京本県選出在京代議士八木逸郎氏ノ紹介ニテ農林省ニ出頭石黒農務局長有働耕地課長其ノ他ニ面接計画中ナラバ兎モ角既ニ起工シテ將ニ竣工ニ近ヅキツツアル本溜池ノ如キハ特別ノ御詮議ニ依リ工事竣成スベク予定補助金下渡相成度旨具申陳情セシガ其ノ筋ニ於テモ之レヲ容認セラレ継続シテ工事ヲ進ムル事ヲ得タリ

又予テ繫争中ノ本会独自ノ事業トシテ施行スベキ溜池貯水ヲ高瀬川ニ導入スベク池尻ヨリ堀鑿スベキ墜道工事費ノ支出ニ対スル問題ト大字新庄ノ組合脱退問題ト大字櫟本ヨリ思ヒ掛ケナキ要求書ノ提案等別項詳述ノ如ク非常ナル行キ悩ミアリシガ溜池工事ハ其間着々進捗昭和八年五月全ク完成シタリ

該工事中昭和五年同六年ノ兩度ニ設計ノ変更アリ竣工シタル實際ハ土堰堤（長百四十四間最高六十八尺馬路巾十九尺外法二割内法馬路以下最高九尺四寸迄二割三分以下二割八分）ヲ以テ締切り満水面積十二町三段七畝歩最大水深四十七尺貯水量十四万四千四百立法坪アリ。直接集水面積ハ百十一町歩ニテ到底所要水量ヲ貯溜シ得ザルヲ以テ更ニ集水面積四百五十町歩ヲ有スル高瀬川ヨリ延長二百六十間ノ導水路を新設シ引水スルコトトナシ工ヲ起シテ満七年六ヶ月ヲ要シタリ

該溜池完成マデノ県ノ事業費ハ

			円
築	堤	費	235,648.84
樋	管	費	9,016.20
余	水	吐	7,563.71
道	路	費	2,907.49
導	水	路	9,953.49
機	械	費	534.47
用	地	買	106,170.15
事	務	費	23,286.03

建築費

1,541.85

総計

396,621.00

ヲ要シタリ

仍昭和八年五月十九日午時十時ヨリ現地ニ於テ左記次第ニヨリ竣工式ヲ挙行ス
 県営白川溜池用民改良事業竣工式次第（省略）

（未 完）